

○概算負担金に係る理事長が定める率の変更
協議様式について

〔平成16年4月2日地基経第25号〕
各支部長あて経理課長

概算負担金の算定について、理事長が定める率により難い地方公共団体等にあつては、理事長が別に定める率を用いることについて、基金支部へ申し出ることとし、基金支部にあつては、本部へ協議していただくこととしておりますが、その協議の様式について、別紙のとおりとしましたので送付します。

平成 年度概算負担金に係る理事長が定める率の変更

____ 支部

団体等名	職種区分 (部局名)	協議する率	変更を協議する理由	協議する率の算出根拠

※団体等から提出された書類の写しを添付すること。